

商工会議所会員の皆様へ

### 全国商工会議所の休業補償プラン

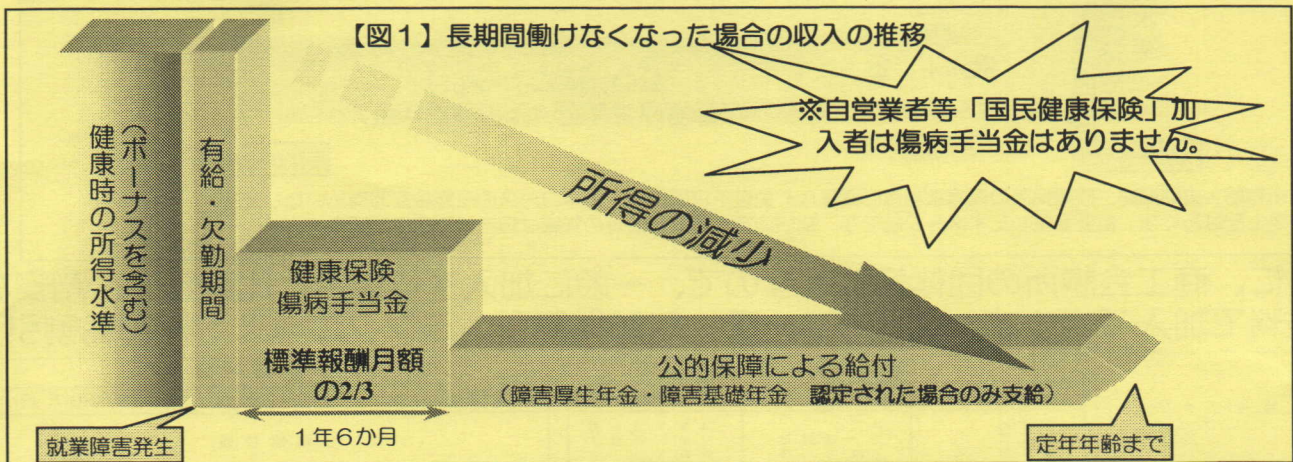
# ナイスパートナー

のご案内

## ご存知ですか？もし貴社で働く従業員や、皆様自身（会社経営者・個人事業主）が今、大ケガや重い病気で長期療養が必要となり、働けなくなってしまったとしたら・・・

Q1. 国や会社の保障があって、就業障害前の収入が確保できるのではないかと？

A1. 答えは「ノー」です。「有給・欠勤期間」終了後は、健康保険（ボーナスを除いた月収（＝標準報酬月額）の2/3）による給付が1年6ヶ月、それ以降は「重度障害」に認定されれば障害年金が支給されますが、いずれも健康時の所得水準を確保するものではなく、大幅な収入減は避けられません。



Q2. 国や会社が無理でも、保険にたくさん加入しているから、どれかの保険でカバーできると思うが？

A2. 答えは「ノー」です。生命保険や医療保険では、死亡・入院などは保険の対象になりますが、傷病による長期の所得減少を補償することはできません。

【図2】民間保険の補償範囲

	死亡リスク	生存リスク	
		入院・通院・治療リスク	長期休業リスク
病気	団体生命保険 個人加入の生命保険 会社からの弔慰金 など	公的補償 医療保険	<b>就業不能 (空白部分)</b>
けが	団体傷害保険	傷害保険 がん保険	

Q3. そもそも自分が「就業不能」になる状態なんて想像もつかないけど・・・

A3. 以下が現実です。

★働き盛りの層において、1年以上入院した方の人数（11.8万人）は、1年間の死亡人数（12.5万人）とほぼ同じだけ存在

（20～59歳、平成17年度で比較）【出所：厚生労働省「患者調査」（平成17年度）、「人口動態統計」（平成17年度）】  
⇒生命保険の加入率は高いですが、休業補償への加入率はまだ極めて低いのが現状です。長期休業リスクは死亡リスク並みに高いといえます。

★「世帯主・世帯員の傷病が原因」で経済的困窮におちいり、生活保護の受給を開始する割合は、生活保護の受給開始理由の約40%を占める

【出所：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」（平成18年度）】  
⇒世帯主・世帯員が、「生きているけど働けない」状態となり、経済的困窮におちいるケースが多いことを表しています。

長期にわたる就業障害は他人事ではありません。商工会議所休業補償制度「ナイスパートナー」では割安な保険料で、充実した補償を提供します。（裏面ご参照）